入札公告（説明書）

令和8年11月13日

東日本高速道路株式会社　関東支社　支社長　金田　泰明

次のとおり条件付一般競争入札（指名併用型）について公告します。

本件競争入札については、あらかじめ東日本高速道路株式会社（以下「NEXCO東日本」という。）が配布した入札者に対する指示書、仕様書等の契約図書その他関係法令に定めるもののほか、この『入札公告（説明書）』及び『共通入札公告（令和8年7月版）（以下「共通入札公告」という。）』に記載のとおり実施します。

よって、本件競争入札に参加する者は、共通入札公告3-2-1に示す契約図書について内容を十分に確認し、その内容を承諾のうえで本件競争入札に参加してください。

なお、契約情報公表要領に基づき、本件が契約締結に至った場合は、契約締結後、遅滞なく競争参加者情報及び入札情報（評価点を含む）を当社ホームページで公表します。

１．調達手続の概要

1-1	契約件名（工事名）	北関東自動車道　壬生ＰＡスマートＩＣ電気設備工事
1-2	工事概要	工事場所、数量及び工期等については、別添『特記仕様書』、『金抜設計書』又は『設計図』を参照のこと
1-3	契約責任者	NEXCO東日本　関東支社　支社長　金田　泰明
1-4	契約担当部署	NEXCO東日本　関東支社　技術部　調達契約課 （住所）〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-11-20 （電話）048-631-0020 （Mail）ki-co-kanto@e-nexco.co.jp
1-5	入札方法	電子入札
1-6	契約書の作成	必要（作成方法については落札者と協議する）…入札者に対する指示書[30]を参照のこと
1-7	支払条件	前金払の有無：「有」 部分払の有無：「無」
1-8	入札手続き日程	本書『2.入札手続き日程』を参照のこと
1-9	競争参加資格要件等	本書『競争参加資格要件等一覧表』を参照のこと
1-10	指名併用理由	東日本高速道路株式会社契約事務処理要領第6条第2項②ｱ)に該当するため。
1-11	設計業務成果品等の貸与	入札者に対する指示書[7]②に示す閲覧資料の有無：「無」
1-12	参考積算条件書の掲載	「無」
1-13	見積活用方式の有無	「有」
1-14	その他	・本件は「質問一括回答試行対象」である。 ※詳細については、本書2-16、2-17及び別添2「質問一括回答試行対象工事等」を参照のこと。

２．入札手続き日程

入札公告日		令和8年11月13日
2-1	審査基準日	本書2-3.に示す「競争参加資格確認申請書」の提出期間の最終日
2-2	契約図書の配布期間	入札公告の日から令和8年12月14日　16時00分まで ※設計図書のうち、特記仕様書及び設計図については、機密情報の安全性確保のため参加を希望する者にのみ配布する。参加を希望する者は、本書1-4.に示す契約担当部署へ電子メールにて別添１「一部図書配布申請書」、「担当者連絡先届（様式2）」を提出すること。 ※なお、電子メールで送信する場合、「担当者連絡先届（様式2）により契約案件毎に登録したメールアドレス」から送信すること。ZIPファイル形式による送信は受け付けない。
2-3	競争参加資格確認申請書の提出期限	【提出期限】 令和8年12月14日　16時00分 ※共通入札公告3-4に示す指名を受けていない者(非指名者)の競争参加に関する事項を十分に確認のうえ提出すること。 なお、指名を受けた者は、下記に示す【提出書類】について提出不要である。 【提出方法】 入札者に対する指示書[9]に従い、電子メール又は書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）により提出すること。 ※電子メールで送信する場合は押印不要とする。 ※電子メールで送信する場合、「担当者連絡先届（様式2）により契約案件毎に登録したメールアドレス」から送信すること。ZIPファイル形式による送信は受け付けない。 ※書留郵便等で提出する場合は、『書留郵便』、『レターパックプラス[赤]』又は『信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律第2 条第2 項に規定）のうち「受領署名又は押印」を必要とする方法』により、申請書正1部、副1部を提出すること。なお、持参、普通郵便、ゆうパック、宅配便による提出は受け付けない。 （注）競争参加資格確認申請の手続きは、NEXCO東日本電子入札システム利用者登録の有無にかかわらず、電子入札システムではなく、上記に示すとおりとする。 【提出書類】 (1)　競争参加資格確認申請書（様式1） (2)　技術資料（様式3）（※Microsoft Excelにより提出すること。）
2-4	競争参加資格確認結果通知日	令和9年1月6日を予定
2-5	競争参加資格がないと認めた理由の説明請求期限日	競争参加資格の確認結果を通知した日の翌日から起算して7日（休日を含まない）以内の休日を除く、毎日10時00分から16時00分まで

2-6	技術提案書の提出期限	本件競争入札においては非該当
2-7	技術提案書に関するヒアリング期間	本件競争入札においては非該当
2-8	改善技術提案書の提出期限	本件競争入札においては非該当
2-9	技術提案書の採否通知日	本件競争入札においては非該当
2-10	参考見積書の提出期限	【提出期限】 令和8年12月14日　16時00分 【提出方法】 電子メール又は書留郵便等（電子メール、書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）により提出すること。 ※電子メールで送信する場合はMicrosoft Excelにて提出。 ※書留郵便等で提出する場合は、Microsoft Excelにて作成し印刷したもの【1部】、保存した電子記録媒体（CD-R）【1部】 ※電子メールで送信する場合は押印不要とする。 ※電子メールで送信する場合、「担当者連絡先届（様式2）により契約案件毎に登録したメールアドレス」から送信すること。ZIPファイル形式による送信は受け付けない。 ※書留郵便等の場合は『書留郵便』、『レターパックプラス［赤］』又は『信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第2 項に規定）のうち「受領署名又は押印」を必要とする方法』により提出すること。 なお、受付期限内に提出のない場合や普通郵便、ゆうパック、宅配便、持参による提出は受け付けない。記載漏れ等の不備がある場合は無効とする。 【提出書類】 (1)　参考見積書(様式4、5)
2-11	参考見積書に関する問い合わせ期間	令和9年1月13日から令和9年1月27日までを予定
2-12	訂正参考見積書提出期限	【提出期限】 令和9年2月10日　16時00分 【提出方法】 本書2-10に示す参考見積書の提出方法と同じ

2-13	入札書の提出期限	【提出期限】 令和9年3月19日　16時00分 ※共通入札公告3-6に示す入札・開札・落札者の決定に関する事項を十分に確認のうえ提出すること。 なお、入札時に提出する工事費内訳書は、Microsoft Excelにより作成することとし、参考見積書を提出した項目の摘要欄には「見積対象」と記載すること。（金抜設計書様式のとおり） ※共通入札公告1-6(5)に示す事項を十分に確認のうえ提出することとし、入札時に提出する工事費内訳書における見積対象項目の総額は入札者自身が提出した最終参考見積書に記載された見積対象項目の総額を上限とし、これを超えた場合は入札無効とする。 【提出方法】 入札者に対する指示書【電子入札】[12]から[17]に従い、電子入札システムにより提出すること。 【提出書類】 (1)　入札書 (2)　工事費内訳書（※Microsoft Excelにより提出すること。） 工事費内訳書の単位表記は、「ℓ」の場合は「L」、「㎡」の場合は「m2」、「㎥」の場合は「m3」と記載し、提出すること。 (3)　入札金額内訳書(入札者に対する指示書【電子入札】様式2-3) (4)　総合評定値通知書（経審）の写し
2-14	開札日時	令和9年3月23日　10時00分
2-15	開札場所	本書1-4.に示す契約担当部署
2-16	本件競争入札に関する質問受付期間	【受付質問内容】 質問書A：　申請書等に関する質問 質問書B：　見積対象項目に関する質問 質問書C：　対象外 質問書D：　設計図書に関する質問 【受付期間】 質問書A：　入札公告の日から令和8年11月30日 16時00分まで 質問書B：　入札公告の日から令和8年11月30日 16時00分まで 質問書C：　対象外 質問書D：　入札公告の日から令和9年2月10日 16時00分まで 【受付場所】 本書1-4.に示す契約担当部署 【受付方法】 質問書面（別紙質問書様式）を電子メール又は書留郵便等により提出（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。受付期間内に提出のない場合や、普通郵便、持参、ゆうパック、宅配便、ZIPファイル形式による提出は受け付けない。） ※質問書面（別紙質問書様式）は、休日を除く毎日16時までに提出すること。16時を過ぎた場合は、翌日（休日を除く）に提出したものとする。 ※2-3に示す競争参加資格確認申請書の提出期限日以降は、申請書等を提出しない者、又は競争参加資格「無」と通知された者（段階的選抜方式の場合は非選抜者、プロポーザル方式の場合は非選定者を含む）については、質問書を受け付けない。

2-17	質問に対する回答日	【回答内容】 質問書A：　申請書等に関する質問に対する回答 質問書B：　見積対象項目に関する質問に対する回答 質問書C：　対象外 質問書D：　設計図書に関する質問に対する回答 【回答日】 質問書A：　令和8年12月7日 質問書B：　令和8年12月7日 質問書C：　対象外 質問書D：　令和9年2月26日 【回答方法】 NEXCO東日本のホームページ（「入札公告・契約情報検索」内の「該当する契約件名」の「その他情報」）に、各受付期間に受領した質問に対する回答を一括して掲載する。 上記質問書における各受付期間を超過し質問書を提出した場合、これに対する回答は行わない。 ※詳細については、別添2「質問一括回答試行対象工事等」を参照のこと。
2-18	資料の閲覧期間 （設計業務成果品等の貸与）	本件競争入札においては非該当
2-19	資料の掲載 （参考積算条件書）	本件競争入札においては非該当

競争参加資格要件等一覧表

工事件名			北関東自動車道　壬生PAスマートIC電気設備工事			
調達手続の概要	競争契約の方法		条件付一般競争入札方式(指名併用型)			
	落札者の決定方法		自動落札方式	－		
	評価値の算出方法		－			
	見積活用方式の有無		有			
	段階的選抜方式の有無		無			
	入札ボンド		対象外			
	履行ボンド		対象			
	JV募集対象		対象外			
	審査時期		事前審査			
競争参加要件	工事種別等	必要とする競争参加資格	①下記に示すすべての工事種別に係る「令和　　7・8 年度競争参加資格」を有する者であること。 ②弊社発注工事において、令和6・7年度の工事種別(電気工事)の工事成績評定点の各年度の平均点が2年連続で65点未満でないこと。			
		工事種別	電気工事			
		等級	A			
	施工実績	対象となる施工実績	平成23年度以降に公共発注機関※から直接仕事を受ける企業(以下、「元請」という)として完成及び引渡しが完了した下記の施工実績 ※公共発注機関とは、国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる公共法人、建設業法施行規則第十八条で規定する国土交通省令で定める法人又は外国政府機関をいう。			
		同種工事	a)　車両の通行にかかる道路照明設備について、照明灯具の設置及び試験調整を実施した工事			
		留意事項	当該工事を共同企業体の構成員として施工した場合は、次のイ)又はロ)に該当する場合のみ、実績として評価する。 イ)甲型共同企業体の構成員としての実績の場合(乙型の分担工事を甲型とする場合を含む)は、出資比率が20%以上であること。 ロ)乙型共同企業体の構成員としての実績の場合は、分担工事が同種工事であること。			
	本工事における競争参加資格未資格者	設計業務等の受注者	業務名)　関東支社管内　スマートIC諸設備詳細設計	受注者名)　アルファシステックス(株)		
		施工管理業務の受注者	業務名)　保全点検業務等の実施に関する細目協定(施設施工管理業務)	受注者名)　(株)ネクスコ東日本エンジニアリング		
	その他		－			
指名者の要件			次の(1)～(2)を満たすこと (1)　競争参加要件を満たすこと (2)　電子入札システムの利用者登録が完了していること。			
継続契約方式の対象			対象外	－	当初工事名	－
				－	対象となる後発工事名(その1)	－
				－	対象となる後発工事名(その2)	－

契約履行要件等一覧表【配置予定技術者に契約後に求める要件】

契約履行要件(契約後に技術者を配置するための要件※調達手続き中の配置は不要)	配置予定技術者(現場代理人、主任技術者、監理技術者)に求める項目	資格要件	主任技術者又は監理技術者が、本工事に対応する建設業法の許可業種に係る資格を有する者であること。 本工事に対応する建設業法の許可業種 ： 電気工事業 なお、監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
		対象となる施工経験	現場代理人、主任技術者又は監理技術者(当該工事に配置する特例監理技術者または監理技術者補佐の場合を含む)のうち、いずれかの者が、平成23年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した下記同種工事の施工経験を有すること。
		同種工事	a)　車両の通行にかかる道路照明設備について、照明灯具の設置及び試験調整を実施した工事
		留意事項	当該工事を共同企業体の構成員として施工した場合は、次のイ)又はロ)に該当する場合のみ、実績として評価する。 イ)甲型共同企業体の構成員としての実績の場合(乙型の分担工事を甲型とする場合を含む)は、出資比率が20%以上であること。 ロ)乙型共同企業体の構成員としての実績の場合は、分担工事が同種工事であること。 なお、施工経験における従事役職は問わない。 また、施工経験を有する者が配置予定の現場代理人のみである場合は、上記資格要件を満足しなければならない。 施設工事共通仕様書1.7.2に規定するとおり、工期開始の日から現場施工に着手するまでの期間は、現場代理人にあっては現場への常駐、主任技術者・監理技術者にあっては現場への専任を要しない。
	その他		－